

「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」について

平成 23 年 10 月 5 日

消 費 者 庁

1 趣旨

消費者庁に關係幹部を構成員（主査：消費者庁次長）とし、有識者及び關係省庁職員をアドバイザーとする「財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度に関する検討チーム」を設け、昨年 12 月以来、計 9 回にわたって議論を行い、本年 8 月 18 日にその検討結果を取りまとめたところ。

本研究会では、上記取りまとめにおいて提示された論点について、各論点に応じた専門性を有する有識者等に集まっていただき、關係機関・団体等の意見も踏まえつつ、消費者の財産被害に係る行政手法について、今後の具体的な制度設計を進めていくために必要となる検討を行う。

2 検討課題

- ① 財産に対する重大な被害の発生・拡大防止のための行政措置
- ② 行政による経済的不利益賦課制度
- ③ 財産の隠匿・散逸防止策

3 研究会の位置づけ

消費者庁長官の研究会として開催する。

4 構成メンバー

別紙のとおり（座長は消費者庁長官があらかじめ指名する。）

5 検討スケジュール

平成 23 年 10 月 18 日に第 1 回を開催する。その後月 1 回程度の頻度で開催し、「2 検討課題」の①～③について、順次検討を行う予定。（適宜中間取りまとめを行う予定。）

「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」委員等名簿

(委員)

◎小早川 光郎	成蹊大学法科大学院教授
磯辺 浩一	特定非営利活動法人消費者機構日本 専務理事
江野 栄	弁護士
鹿野 菜穂子	慶應義塾大学法科大学院教授
川出 敏裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
後藤 準	全国商工会連合会 常務理事
佐野 真理子	主婦連合会 事務局長
島岡 聖也	株式会社東芝 法務部長
曾和 俊文	関西学院大学司法研究科教授
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
町村 泰貴	北海道大学大学院法学研究科教授
村 千鶴子	東京経済大学現代法学部教授
山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
吉川 萬里子	社団法人全国消費生活相談員協会 専務理事

(オブザーバー)

朝倉 佳秀	最高裁判所事務総局民事局第一課長
小林 康彦	法務省民事局参事官
鈴木 基代	独立行政法人国民生活センター相談情報部情報提供課長

(◎座長、座長を除き五十音順、敬称略)